

田村市星の村ふれあい館

指定管理者 募集要項

田村市星の村ふれあい館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 田村市星の村ふれあい館
- (2) 所 在 地 田村市滝根町菅谷字馬場 1 6 8 番地
- (3) 開設年月日 平成 1 1 年 4 月
- (4) 構 造 木造平屋建
- (5) 敷 地 面 積 3, 4 4 5. 5 8 m²
- (6) 床 面 積 1, 2 6 3. 2 6 m²
- (7) 施 設 内 容 客室総数 8 室（洋室 2、和室 6）、男女大浴室（サウナ完備（休止中））、
レストラン、大広間、売店、厨房
- (8) 施設の沿革、役割等
平成 1 1 年 4 月農業生産物の直売及び食材の供給と消費の拡大を推進し地域農業の
振興をはかるとともに、都市との交流を促進し地域の活性化をはかるため設置した。
- (9) 施設の運営状況
 - ① 利用料金収入（令和 6 年度実績） 5 8, 6 7 0, 0 9 8 円
 - ② 施設利用者数（令和 6 年度実績） 4 7, 4 0 8 人
 - ③ 管理運営費（支出額の合計） 7 7, 5 1 5, 4 9 7 円
 - ④ 近隣施設入場者数（令和 6 年度実績）
あぶくま洞 1 9 2, 0 8 8 人
入水鍾乳洞 1 3, 9 8 2 人

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する公の施設としての田村市星の村ふれあい館の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な田村市星の村ふれあい館の環境づくり及び利用の促進を目ざすとともに、本施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

また、本施設等の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

(2) 基本的事項

ア 田村市星の村ふれあい館の利用時間は、原則として、田村市星の村ふれあい館条例（平成 1 7 年田村市条例第 1 7 2 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定するところによること。ただし、これらを変更する場合は、事前に市と協議すること。

イ 田村市星の村ふれあい館の施設等の利用の許可を、条例第 5 条に基づき、公平かつ公正におこなうこと。なお、条例第 5 条第 3 項に該当する場合は、許可をしないこと。

ウ 田村市星の村ふれあい館の管理上支障があると認められる場合（条例第 6 条各号及び第 7 条各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、施設等の利用の許可を取り消し、若

しくは停止し、田村市星の村ふれあい館の入館を拒否し、又は田村市星の村ふれあい館からの退館を命ずることができる。

エ 利用料金は、指定管理者が条例第 8 条に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、田村市星の村ふれあい館の施設等の利用者から徴収すること。なお、徴収した利用料金は指定管理者の収入として収受する。

オ 指定管理者は、市長が認める場合に限り、使用料金を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、田村市星の村ふれあい館条例施行規則 4 条各号に該当する場合とする。

カ 指定管理者は、田村市情報公開条例（平成 17 年田村市条例第 10 号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。

キ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（田村市個人情報保護条例（平成 17 年田村市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

ク 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

ケ 指定管理者の創意工夫による利用者サービス向上、効率的な運営、経営削減等につながる提案があった場合は、双方協議のうえ、市はその提案が妥当なものかを判断し、必要に応じて条例の改正を行うものとする。

（3）業務の一括再委託等の禁止

管理に係る業務を一括して他の者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、業務の一部についてあらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で決定する。

3 指定管理者が行う業務等

- （1）条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- （2）田村市星の村ふれあい館の利用に係る使用料に関する業務
- （3）田村市星の村ふれあい館の維持及び修繕に関する業務
- （4）前号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務
- （5）その他、別紙仕様書に定めるとおり

4 自主事業に関する業務の範囲

- （1）「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。施設の設置目的を効果的に達成し、利用者サービスの向上を図る観点から、次の事項に留意された上で、その内容を事業計画書により提案してください。なお、実施にあたっては事前に市の承認が必要となります。

ア 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者の収入とします。なお、自主実施に要する経費は市が支払う指定管理料に含まれません。

イ 自主事業の実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになりますが、設

置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがあります。

ウ 自主事業が本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合があります。

（２）施設内の自動販売機等

指定管理者が施設内に自動販売機等を設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可を申請し、事前に協議し、承認を得てから実施することになります。なお、設置にあたっては、行政財産の目的外使用として、別途使用料を市に支払っていただきます。光熱水費相当額については、指定管理料に含まれていませんので、指定管理者の負担で電気事業者等に支払ってください。

５ 指定の期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（１年間）とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

６ 指定管理業務に要する経費

指定管理者は利用料金収入及び市が支払う指定管理料により、管理運営を行うことになります。

（１）利用料金制の採用

地方自治法第２４４条の２第８号で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則で定められておりますが、定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承諾を得た場合には、指定管理者が利用料金を定めることができます。

なお、田村市星の村ふれあい館条例及び田村市星の村ふれあい館条例施行規則等で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、または免除してください。利用料金収入の減収分については、市が支払う指定管理料に含まれているものとして、別途補填はいたしません。

（２）指定管理料

指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求めます。

なお、基準価格を超える提案があった場合には、失格となる場合がありますので、ご注意ください。

ア 基準価格の積算基礎には、人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、設備保守点検費用・維持管理費用、修繕費等）、事務費等を含みます。

（ア）施設等の修繕について

- ・ １件あたりの予定価格が２０万円を超えるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、毎年度に予算の範囲内で市が修繕を行います。修繕の実施時期は指定管理者との協議によります。

- ・ １件あたりの予定価格が２０万円までのものについては、指定管理者が必要と認

めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施することとします。

・指定管理者の管理上の瑕疵による施設等の損傷を修繕するときは、予定価格に関わらず指定管理者の経費負担で実施することとします。

(イ) 備品等の取扱いについて

・現に使用中の市所有の備品については、指定管理者に無償で貸与します。

・貸与した備品等が経年劣化により管理運営業務の実施のように供することができなくなった場合は、市が必要に応じて購入又は調達します。

・指定管理者の故意又は過失により備品等を毀損滅失した場合は、使途の協議により、必要に応じて指定管理者の負担と責任により当該備品等を購入又は調達します。

・指定管理者が施設で必要と認める備品等を購入及び設置、使用する場合は、あらかじめ市との協議のうえ、自らの経費負担により、備品等を購入できます。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属します。

イ 市が支払う指定管理料の額は、毎年度提出される収支計画書等の内容を踏まえ、予算の範囲内で年度ごとに別途締結する協定で金額、支払時期、方法等を定め、指定管理料として指定管理者に支払います。

ウ 指定管理料の過不足については、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休館日や開館時間の変更、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

基準価格 18,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
（令和8年度：18,000千円）

7 応募資格

団体またはその代表者が次の項目に該当しないことが条件となります。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により田村市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- (5) 会社更生法、民事再生法等の規定により更正または再生の手続きをしている者
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- (7) 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- (8) 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- (9) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- (10) 施設を管理する際、資格、免許が必要な場合に、その資格を有していない者

8 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (3) 法人にあつては法人登記簿謄本
- (4) 法人でない団体にあつては、団体の規約、役員の氏名及び住所を記載した書類
- (5) 印鑑証明書
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (8) 田村市星の村ふれあい館指定管理者事業計画書（様式2）及び収支計画書（様式3）
- (9) 納税証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 福島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ウ 田村市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業書の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）まで
- (2) 受付方法 質問書（様式4）に記入の上、郵送又はFAXまたは電子メールで提出してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）
- (3) 送付先 問い合わせ先と同じ
- (4) 回答方法 市のホームページで（1）の期間公表します。
（質問者への個別回答はいたしません。）

10 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を令和7年8月18日（月）までに連絡してください。

- (1) 開催日時 令和7年8月21日（木） 午後2時から2時間程度
- (2) 開催場所 田村市星の村ふれあい館
- (3) 連絡先 問い合わせ先と同じ

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 田村市産業部観光交流課
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2
電話 0247-81-2136 (内 2422) F A X 0247-81-1210
- (2) 提出期間 令和7年8月1日(金)から令和7年9月30日(火)までの日
(土日祝日を除く。)午前9時から午後5時まで
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ F A X、電子メールでの提出は認めません。
- (3) 提出部数 正本1部、副本14部

12 応募にあたっての留意事項

- (1) 提出書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- (2) 提出書類及び追加資料は、返却いたしません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は市庁内及び選定委員会での検討に限ります。)
- (4) 提出書類及び追加資料は、田村市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (5) 提出期間の終了後における提出書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- (6) 提出書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する申請者の負担とします。

13 選定方法

- (1) 選定方法
田村市が設置する選定委員会による審査、評価に基づき、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) 選定基準
候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。なお、選定に伴う応募書類及び団体の審査は、書類審査及び面接審査とします。
- ① 利用者の平等な利用が確保
 - ② 施設の効用を最大限に発揮
 - ③ 経費の縮減
 - ④ 施設の適切な維持管理
 - ⑤ 安定した管理に必要な人的、財政的基礎
 - ⑥ その他必要な事項

14 無効又は失格

- 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

15 面接審査

令和7年10月23日（木）に実施します。（予定）

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方の出席をお願いします。

時間、場所については後日連絡します。

16 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。また、選考結果については、ホームページ等で公開を予定しています。

17 添付資料・様式

【別記様式】指定管理者指定申請書

【様式1】田村市星の村ふれあい館指定管理者指定申請に関する宣誓書

【様式2】田村市星の村ふれあい館指定管理者事業計画書

【様式3】田村市星の村ふれあい館管理業務の収支計画書

【様式4】田村市星の村ふれあい館指定管理者募集要項等に関する質問書

【資料】田村市星の村ふれあい館指定管理者仕様書

【資料】田村市星の村ふれあい館指定管理者仕様書（別紙）

【資料】田村市星の村ふれあい館指定管理者仕様書（配置図）

問い合わせ先

963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

田村市役所産業部観光交流課 担当者 遠藤、石井

電 話 0247-81-2136

(内線2422)

FAX 0247-81-1210

E-Mail kanko@city.tamura.lg.jp

令和6年度の施設の運営状況

1 施設等の利用状況

区 分	利用者数	使用料収入額
田村市星の村ふれあい館	47,408人	58,670,098円

2 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

田村市星の村ふれあい館の管理業務は、一般財団法人田村市滝根観光振興公社を指定管理者として指定して管理運営を行った。

(2) 職員の配置状況（令和7年3月31日現在）

田村市星の村ふれあい館の管理運営を行っている一般財団法人田村市滝根観光振興公社の職員の配置状況は、次のとおりである。

田村市星の村ふれあい館長（兼務）	総務担当 3人
	食堂担当 7人 （うち加工場管理係兼務1人、 臨時職員4人、パート職員1人）
	清掃担当 2人 （うちシルバー職員2人）
	宿泊宿直 3人 （うちシルバー職員3人）

3 収入及び支出に係る決算の状況

田村市星の村ふれあい館の管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科 目	決算額	備 考
指定管理料	27,000,000円	
利用料収入	58,670,098円	
補助金収入	0円	
雑収入	7,298円	利息
収入額の合計	85,677,398円	

(2) 支出の部

科 目	決算額	備 考
人件費（公社職員分等）	34,066,354円	
施設管理費	43,449,143円	
（内訳）消耗品費	2,052,054円	
光熱水費	7,436,990円	
燃料費	9,431,490円	

仕入費	10,828,449円	
修繕費	1,720,863円	
印刷製本費	75,494円	
購読料	44,400円	
役務費	2,340,492円	クリーニング代、水質検査料等
点検委託料	2,456,557円	防火施設点検、各種保守点検等
使用料及び賃借料	3,181,854円	有線放送使用料、券売機リース等
備品購入費	682,000円	食堂券売機
負担金及び交付金	3,500円	各種年会費、負担金等
公課費	3,195,000円	消費税等
支出額の合計	77,515,497円	